

法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書の送付について

府税の申告・納付につきまして、日頃からご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴社の法人府民税・事業税・特別法人事業税の確定又は中間の申告・納付期限が近づきましたので、「法人府民税・事業税・特別法人事業税の納付書」をお送りします。

なお、この納付書は、①確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出をされた法人の皆様 ②eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人の皆様 にお送りしています。

令和7年度税制改正の概要

お知らせ

◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の期間の延長について
認定地方公共団体の寄附活用事業(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)に関連する寄附をした場合の法人府民税(法人税割)及び法人事業税の特別控除制度について、その適用期間を3年延長し、令和10年3月31日までとします。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用を受ける場合は、第7号の3様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出が必要になります。

◆法人府民税(均等割)の超過課税の適用期間の延長について
2025年からの数年間は、万博の成功とそのレガシーを活かしたさらなる成長を確実なものにするために非常に重要と考えています。引き続き多額の収支不足が見込まれている状況でも、大阪の成長を支える中小企業への支援に加え、新たな成長戦略に基づき、さらなる成長を支える企業への支援施策に投資していきけるよう、令和7年3月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税(均等割)の適用期間を令和10年3月31日までに開始する事業年度分まで3年間延長しています。

つきましては、延長の趣旨をご理解いただきまして、今後ともご協力をお願いいたします。

【電子パンフレット「超過課税の概要」】

超過課税の概要や活用事業をご紹介しますので、ぜひご覧ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/kazeijisyuken.html>



(1) プレ申告データの内容について

- ① 確定申告
中間申告をされている場合には、当該申告により既に納付の確定した税額
- ② 中間申告
前事業年度の税額に基づき計算した予定申告税額等

(2) 様式・記載の手引等のダウンロードについて

申告書に添付が必要な様式等については、大阪府のホームページの「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/download.html>)に記載していますので、ダウンロードの上、添付ファイルとして、申告データと併せて送信してください。

◆eLTAXをご利用の皆様へ

○地方税共通納税システムをご利用ください!

地方税共通納税システムでは、自宅やオフィスから地方税の納付手続きを電子的に行い、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。

～地方税共通納税システムのメリット～

- ①納付事務の負担が軽減されます。②ダイレクト納付(※1)ができます。③地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関等(※2)からも納付できます。

(※1)ダイレクト納付とは、手数料は不要で事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

(※2)インターネットバンキング及びATM等の利用においては、手数料が必要となる場合があるため、金融機関にご確認ください。また、クレジットカードの利用においては、システム利用料がかかります。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

○法人名や所在地の変更手続にご注意ください。

法人名や所在地などの変更があった場合には、法人異動事項申告書を提出するとともに、PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから利用届出(変更)を行い、法人名や所在地、提出先の府税事務所などを変更してください。

PCdeskを利用した操作方法やご利用に関するご不明な点については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

PCdesk以外のソフトウェアをご利用の場合は、ご利用のソフトウェアの製造元へお問い合わせください。

◆法人府民税・事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、担当の府税事務所までお願いします。府税事務所については、大阪府のホームページの「お問い合わせ先」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/otoiwase2.html>)をご確認ください。(R7.5)

1 成長特区税制・ハートフル税制について

(1) 成長産業特別集積税制(成長特区税制)について

平成28年4月1日以降、大阪府内の成長産業特別集積区域(成長特区)に進出し、成長産業事業計画の認定を受けて新エネルギーやライフサイエンスなどの事業を行い、一定の要件を満たした場合には、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。制度の詳細については、商工労働部のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/tokku/index.html>)をご覧ください。

(2) ハートフル税制について

大阪府では、平成22年4月1日から、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施しています。制度の詳細については、ハートフル税制のホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/ko-yotaisaku/syougai_zei/index.html)をご覧ください。

2 確定申告書用紙の送付を「希望しない」と届出された法人の皆様へのお知らせ

申告する際に必要となる様式及び記載の手引等については、大阪府のホームページの「手続案内(様式等のダウンロードサービス)」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/download.html>)からダウンロードしてご利用ください。

確定申告を行っていただく必要のある法人の皆様のうち、中間申告をされている場合は、納付書の左側に「既に納付の確定した当期分の税額」を印字しています。印字されている税額を第6号様式に転記してください。

「既に納付の確定した当期分の税額」欄



3 eLTAX(電子申告)の利用届出をされた法人の皆様へのお知らせ

eLTAX の利用者用ソフトウェア(PCdesk)を使用し申告データを作成する場合には、eLTAXのプレ申告データをダウンロードしてご利用ください。ダウンロードする手順については、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)の「PCdeskのご利用方法」をご覧ください。なお、申告に当たっては、次の点にご留意いただき、申告データを作成してください。